

子どもたちが笑顔で通える学校を、家庭・地域とともに（保護者向け概要版）

～根室市いじめ防止対策基本方針を改訂しました～

根室市いじめ防止基本方針は、根室市と学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが心身ともに健やかに成長する環境をつくるための基本方針です。いじめを自分事として捉え、安心して通える学校づくりを進めます。

1. 「いじめ」の定義と理解

「いじめ」とは、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット上の行為を含む）により、本人が心身の苦痛を感じているものを指します。

いじめは特定の子だけの問題ではなく、どの子にも起こり得ます。

暴力を伴わない悪口や無視など、軽く見える行為でも繰り返されることで深刻な被害につながります。

周りで面白い観衆や、見て見ぬふりをする傍観者をなくし、いじめを許さない集団づくりが大切です。

2. 家庭の役割

家庭は子どもの心のよりどころです。

変化への気づき：日頃からお子様の様子を見守り、表情や行動の変化に気づくことが大切です。

安心感：いじめられているとわかったときは、「必ず守る」という姿勢を示し、安心させてください。

ネットの管理：フィルタリング設定や利用ルールを家庭で話し合しましょう。

加害者になった場合：なぜそうしてしまったかお子様の声に耳を傾けてください。再発防止に向けて支えます。

3. 学校・教育委員会の取り組み

学校は特定の教職員が抱え込まず、組織として対応します。

早期発見：アンケートや個人面談などを通じ、小さなサインも見逃さない「いじめ見逃しゼロ」を目指します。

迅速な対応：いじめを認知した場合は、速やかに被害児童の安全を確保し、加害児童には適切な指導を行います。

いじめの「解消」：行為が止んで相当期間経過し、本人が苦痛を感じていないことを確認します。

4. 重大事態への対応

生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめによる不登校が続く場合は「重大事態」として扱います。

調査と報告：教育委員会や学校が調査組織を設置し、事実関係を明らかにします。

保護者への説明：調査の目的・方法を事前に説明し、経過や結果を誠実に報告します。

申立て対応：保護者からの申し出があった場合は、速やかに重大事態として調査を開始します。

再調査：再調査が必要と判断された場合、直ちに再調査委員会を立ち上げて迅速に対応します。

5. 相談窓口

一人で悩まず、信頼できる場所に相談してください。

▶ 通っている学校の先生・スクールカウンセラー

▶ 根室市教育委員会教育総務課

根室市常盤町2丁目27番地

電話：0153-23-6111（内線3311）

▶ 根室市青少年相談室 ホームページ「いじめ相談室」

根室市緑町2丁目11番地

電話：0153-23-2859